

若葉区役所 監視カメラ等の設置及び運用に関する要領

1 趣旨

この要領は、若葉区役所が設置し、又は管理する監視カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保し、市民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定めるものであり、その設置及び運用に関しては、千葉市個人情報保護条例（平成17年条例第5号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 設置目的

監視カメラは、若葉区役所における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監視カメラ

「監視カメラ」とは、犯罪の防止を目的とする監視カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があり、録画装置のあるものをいう。

(2) 個人情報画像

「個人情報画像」とは、監視カメラにより記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。

4 設置の場所等

(1) 設置場所及び設置台数

市民課及び保険年金課に各1台 計2台の監視カメラを設置する。

(2) 設置の表示

監視カメラ撮影区域の見やすい場所に、「カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

5 管理体制

- (1) 監視カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、地域振興課長とする。
- (3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - ア 画像により知り得た情報の漏えい、または不正な使用の防止のため必要な措置に関すること。
 - イ 監視カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること。
 - ウ その他画像の適正な取り扱いに関すること。

6 画像の適正管理

(1) 設置場所

画像表示装置・画像記録装置の設置場所は、1階警備員室とし、管理責任者が適正に管理するものとする。

原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作担当者及び管理責任者が許可したもの以外は立ち入ることができない。

- (3) 個人情報画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理を徹底するためには、極力短期間の保存とすることが望ましいことから、原則として10日間以内の必要最小限度の期間とするものとする。

- (4) 保存期間を経過した個人情報画像については、重ね撮り等により、これを確実に速やかに消去するものとする。

- (5) 記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、次の措置を講じるものとする。

ア ビデオテープ等の記録媒体は、破砕、裁断等の処分を行う。

イ ハードディスク等の記録媒体は、破砕等の処分を行う。

7 個人情報画像の利用及び提供の制限

個人情報画像を、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 人の生命，身体，健康又は財産に対する危険を避けるため，緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 画像から識別される本人の同意がある場合または本人へ提供する場合。
- (4) 法律の規定に基づく捜査機関からの求めに応じて個人情報画像の提供を行う場合。
ただし，当該個人情報画像を使用する目的に公益性がある場合又は提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり，かつ，個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合に限る。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，区長が特に必要があると認めたとき。

8 苦情の処理

管理責任者は、監視カメラ等による個人情報画像の取扱いに関する苦情を受けた時は、適切かつ迅速に処理しなければならない。

附 則

この要領は，平成24年3月26日から施行する。